平成２７年（フ）第１６３９号
愛知県豊明市西川町横井３番地１　ハイツ横井102号、従前の住所愛知県知多市岡田緑が丘３番地の11
債務者　森　圭一郎
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　孝紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１１号
長野県松本市波田6857番地　養護老人ホーム温心寮
債務者　丸山　文男
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３６２１号
大阪市東成区中道３丁目２番28号
債務者　桑島　節子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０４号
千葉県市川市大野町１丁目409番地９
債務者　新田　　斎
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　七重
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５８号
札幌市北区あいの里２条１丁目11番32号
債務者　森岡　典己
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
宮城県白石市字本町103番地
債務者　高橋宗一郎
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小向　俊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１５１９号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地７号棟102号室
債務者　吉野　弘子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９７号
京都市中京区壬生坊城町48番地３壬生坊城第２団地　２棟313号、前住所福井県越前市府中１丁目８番16号　平井ビルⅥ503
債務者　菅生　泰典
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２１１号
福岡市城南区飯倉１丁目１番６号
破産者　池田　結城
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７２号
福岡市西区今津4807番地76
破産者　松尾　郷子
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８５号
福岡市中央区荒津２丁目１番７―205号
破産者　山本　博幸
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３２号
福岡市早良区内野３丁目２―31　サンブリーズＣ101、前住所福岡県太宰府市通古賀１丁目３番17―602号
破産者　松津　季子（旧姓山元）
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４７号
北海道北広島市西の里東３丁目５番地６
破産者　寺岡　史朗
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１３号
札幌市北区太平７条５丁目７番７号　コーポ輝Ａ
破産者　前田　茂哉
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番２号　ハイツまるいＮＯ152―102号
破産者　安本　孝一
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２９号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢30番地26
破産者　吉田　明弘
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
青森県八戸市大字市川町字古館９番地４
破産者　階上アウロラこと　ハシカミ　アウロラ　アドヴィンクラ
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
群馬県桐生市相生町５丁目59番地の27　川嶋アパート８―Ｂ
破産者　今泉　昇治
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部